

平成30年度実施 事務事業評価・実施計画

No. 85

Plan

事業名	消費者行政推進事業			事業類型	ソフト	実施計画	○	区分	継続							
予算科目	一般会計	7款	1項	2目	事業1	173	事業2	347								
担当部署	部	市民経済部			課	観光交流課										
総合計画体系	めざすまちの姿	3 安全で安心して暮らせるまち			基本計画	3-⑤消費生活の安定と向上を図る										
事業の目的	消費生活相談室に関する市民の認知度を向上させる。消費者被害の拡大防止を図る。消費者トラブルを未然に防止するために、市民の学習の場を作る。															
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談事業 週5日(月～金)午前9時から午後3時まで、消費生活相談員により消費者トラブルの苦情対応をする。 ・多重債務者相談 月1回弁護士による無料相談会を実施する。 ・啓発、学習事業 出前講座や啓発活動による市民の消費生活への意識の向上、生活の見直しを啓発する。 ・消費者被害防止事業 悪徳商法などによる被害を防止するため、迷惑電話防止機器の設置を推進する。 															

Do

事務事業評価

平成 29 年度	事業実績			事業費(千円)	当初予算額	決算額
	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金		市債	その他
・消費生活相談事業 相談件数278件	3,625	3,075				
・消費生活出前講座 4回開催107人参加	0	0				
・啓発事業 消費生活講座 1回開催21人参加 展示・街頭キャンペーン 4回開催	2,084	1,702				
・消費者被害防止事業 迷惑電話防止機器設置世帯数 27世帯	0	0				
	0	0				
	1,985	1,373				

Check

成果指標	成果指標名(単位)			H28実績	H29目標	H29実績	H30目標
	相談実施回数			265	270	278	285
事業の評価	判定	判定理由					
	必要性 A	相談内容は年々複雑化しており、市民の安全・安心の暮らしのために、市民の消費者被害の未然防止や、被害の拡大防止への取り組みは欠かせない。					
	有効性 B	相談回数は年々増えており、市民の消費者被害への認知度は向上している。					
	効率性 B	相談のあった案件にしか対応ができないので、すべての被害を防ぐことは難しい。					
総合評価	A	啓発活動や出前講座を通じて、相談室の認知度向上を図っている。相談案件も定量的にあり、被害対策や予防のために必要と認められる。					

Action

今後の方針	内容			
事業費	維持	内容		
		消費生活相談事業を維持する。また、迷惑電話防止機器モニター事業や啓発活動を通して、消費者の意識向上を図る。		

実施計画

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談事業 ・多重債務者相談 ・啓発、学習事業 ・消費者被害防止事業 ・不用品活用バンク事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談事業 ・多重債務者相談 ・啓発、学習事業 ・消費者被害防止事業 ・不用品活用バンク事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談事業 ・多重債務者相談 ・啓発、学習事業 ・消費者被害防止事業 ・不用品活用バンク事業
事業費(千円)	9,651		